

宮城県新基本計画実装・農業構造転換支援事業補助金交付要綱

(趣 旨)

第1 県は、新基本計画実装・農業構造転換支援事業補助金交付等要綱（令和7年1月16日付け6農産第3345号農林水産事務次官依命通知。以下、「国要綱」という。）及び宮城県新基本計画実装・農業構造転換支援事業実施要領（令和7年4月1日施行）に基づき、新基本計画実装・農業構造転換支援事業に要する経費について、間接補助事業にあっては市町村に、それ以外の事業にあっては当該事業の取組主体に対し、予算の範囲内において新基本計画実装・農業構造転換支援事業補助金（以下、「補助金」という。）を交付するものとし、その交付等に関しては、補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付対象等)

第2 補助金の交付対象となる事業及び補助率は、別表のとおりとする。

(間接補助事業等)

第3 第1に規定する取組主体（市町村を除く。）が実施する間接補助事業等に対する補助金の交付は、事業実施地区の市町村長（実施地区の範囲が複数の市町村の区域に及ぶ場合にあつては、原則として主たる市町村長）の申請に基づき行うものとする。

(交付の申請)

- 第4 規則第3条第1項の規定による補助金交付申請書の様式は、別記様式第1号によるものとし、その提出期限は知事が別に定める日とする。
- 2 前項の補助金交付申請書を提出しようとする者は、当該補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかでない場合にあつては、この限りでない。
- 3 規則第3条第2項の規定により補助金交付申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。
- (1) 事業計画（別記様式第1号別添1）
 - (2) 取組実施計画書
 - (3) 施設設置等にあつては実施設計書
 - (4) 市町村にあつては、補助金の交付に関する規則等
 - (5) 暴力団排除に関する誓約書（別記様式第1号別添2）
 - (6) 納税証明書（すべての県税）
 - (7) その他知事が必要と認める書類

(交付の条件)

第5 規則第5条の規定により付する条件は、次のとおりとする。

- (1) 交付事業の内容の変更又は交付事業に要する経費の配分の変更をする場合においては、別記様式第2号により知事の承認を受けること。ただし、別表の重要な変更の欄に掲げる以外の軽微な変更にあつては、この限りでない。
- (2) 事業を中止し、又は廃止する場合においては、別記様式第3号により知事の承認を受けること。
- (3) 事業が予定期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けること。

(事業の着手)

第6 事業の着手は、原則として、補助金の交付決定後に行うものとする。ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情により、交付決定前に着手する場合にあつては、国要綱の別記1の第4の3に基づき、その理由を明記した交付決定前着手届により、知事に報告するものとする。

- 2 前項の規定による交付決定前着手届の提出は、間接補助事業者にあつてはあらかじめ市町村長の指導を受けた上で、市町村に提出するものとし、提出があつた市町村長は別記様式第8号により知事に提出することとする。

(事業遂行状況報告)

第7 規則第10条の規定による報告は、補助金の交付決定のあつた年度の

- 1 2月31日現在において、別記様式第4号により作成し、当該年度の1月15日までに知事に提出しなければならない。ただし、別記様式第6号(概算払請求)をもってこれにかえることができる。
- 2 知事が前項に定める時期のほか、補助金事業の円滑適正な執行を図るため必要があると認めるときは、取組主体に対して当該補助金の遂行状況報告書の提出を求めることができる。

(実績報告)

第8 規則第12条第1項の規定による補助金事業実績報告書の様式は、別記様式第5号によるものとする。

- 2 第4第2項ただし書の規定により補助金の交付申請をした者は、前項の補助事業実績報告書を提出するに当たり、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかになった場合は、これを当該補助金から減額して報告しなければならない。
- 3 規則第12条第1項の規定により補助金事業実績報告書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。
 - (1) 事業実績(別記様式第5号別添)
 - (2) 取組実施計画書
 - (3) 施設設置等にあつては出来高設計書
 - (4) 財産管理台帳の写し
 - (5) 市町村にあつては取組主体から提出のあつた実績報告書の写し

- (6) 市町村にあっては補助金調書
- (7) その他知事が必要と認める書類

(補助金の交付方法)

第9 補助金の交付は、規則第13条に規定する補助金の額の確定後に交付するものとする。ただし、知事は、事業の遂行上必要と認めるときは、規則第15条ただし書の規定により概算払により交付することができるものとし、その請求書の様式は、別記様式第6号によるものとする。

(事業確認の責務)

第10 市町村長は、間接補助事業等を行う取組主体の事業が適正に遂行されるよう指導するとともに、その出来高状況について確認しておくものとする。

(補助金の交付)

第11 補助金の交付を受けた市町村長は、間接補助事業等を行う取組主体に対して、この要綱の各規定に準じて補助金を交付するものとする。

(消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第12 第4第2項ただし書の規定により補助金の交付申請をした者は、第8第1項の補助金事業実績報告書を提出した後において、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額(第4第2項の規定により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を別記様式第7号により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該補助金における仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、当該補助金の額の確定のあった日の翌年5月31日までに、同様式により知事に報告しなければならない。

(額の再確定)

第13 補助金の交付申請をした者は、規則第13条に規定する補助金の額の確定後において、違約金、返還金、保険料その他の補助金に代わる収入があったこと等により補助事業等に要した経費を減額すべき事情がある場合は、当該経費を減額して作成した実績報告書を、第8の規定に準じて提出するものとする。

2 知事は、前項の規定に基づき実績報告書の提出を受けた場合には、規則第13条の規定に準じて改めて額の確定を行うものとし、すでにその額を超える補助金を交付しているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

(処分の制限を受ける財産)

第14 規則第21条第2号及び同条第3号の規定により処分の制限を受ける財産は、次のとおりとする。

- (1) 1件当たりの取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具

(2) 1件あたりの取得金額又は効用の増加価格が50万円以上のソフトウェア

(処分の制限を受ける期間及び内容)

第15 規則第21条ただし書の規定により処分の制限を受ける期間は、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数に相当する期間とし、期間内に当初の交付目的に即した利用が期待し得ないことが明らかになり、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第22条に基づく財産処分として、当該施設等を当該補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について」(平成20年5月23日付け20経第385号農林水産省大臣官房経理課長通知)の定めるところにより、知事の承認を受けなければならない。

(帳簿及び書類の備付け等)

第16 取組主体は、第14の期間内において処分の制限を受ける財産の管理の状況を明らかにするため、財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。

(書類の提出及び経由)

第17 この要綱により知事に提出する書類は、事業実施地区を所轄する地方振興事務所長(以下「所長」という。)を経由し、所長はその写しを保管するものとする。ただし、間接補助事業者以外にあっては、別に定めのない限り直接知事に提出するものとする。

(その他)

第18 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行し、令和7年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

別表

経費	補助率	重要な変更	
		経費の配分の変更	事業の内容の変更
<p>1 事業費 共同利用施設の再編集約・合理化に要する経費</p>	<p>1 / 2 以内 (ただし、国要綱の別記 1 に定める場合にあつては、国要綱の別記 1 に定める補助率とする。)</p>	<p>1 経費の欄に掲げる 1 及び 2 の相互間における経費の増減</p> <p>2 補助率が異なる経費ごとの相互間における経費の増減</p>	<p>1 取組主体の名称の変更</p> <p>2 事業中止又は廃止</p>
<p>2 市町村附帯事務費 1 の経費に係る事業の実施に関し、事業の推進に必要な事務並びに指導監督及び調査検討を行うのに要する経費</p>	<p>1 / 2 以内</p>	<p>3 補助金の交付決定を受けたものの交付額の変更</p>	